

物損について.2

前号からの「物損」について説明の続きです。

●修理費

事故車輛（被害車輛）を修理する場合の修理費は当然のことながら当該事故による損害です。それでは、修理費はどのような範囲で認められるのでしょうか。結論としては、事故による損傷を元の状態に回復（原状回復）する限度で認められるに過ぎないというのが原則です（全損については前号で説明しました）。尤も、完全に元どおりに復元（原状回復）するなどということは到底不可能なことで、安全な運転のために機能的に支障がなくなれば足り、且つ、外観上も無傷であった状態への完全復元までは求められません。車を愛し、愛車を大事にしてきた被害者にとっては耐えられないことと主張されることがありますが、相当の修理で足りるとするのが裁判例です。

●全塗装

車輛の修理の場合によく問題になるのは、損傷箇所だけの塗装（部分塗装）では色むらがでることを理由に全塗装の要求がなされます。しかし、裁判例は、一貫して、よほど特別な事情がない限り全塗装を認めない姿勢を維持しています。修理に対する上記のような考え方からすれば已むを得ないものと考えます。

●バンパーの金メッキ

個人的な趣味もあるのでしょうか、バンパーに金メッキをほどこすことがあるようです。これについて裁判所はどう考えているのでしょうか。第一審は損害として認めませんでした。第二審は損害性を認めたという事例があります。第一審は、バンパー本来の機能に着目して、メッキしたからといってバンパーの機能がアップするものではなく、却って事故のときに損害を拡大させるだけのものであるからメッキ費用を損害として賠償させるのは相当でないとするものです（これに対して、第二審は、金メッ

キ費用を事故と相当因果関係ある損害とした）。

●評価損（格落ち）

修理技術は日進月歩でありましょうが、それでも、車としての機能が事故前ほどには回復しきらなかつたり、外観上も完全な原状回復には至らないということがありましょう。このような場合に、その証明があれば、車の価値が下落したとしてそれなりの「評価損」が認められることは相当だと思えます。問題は、よく言われる、「格落ち」です。すなわち、上記のような意味での「損傷」は直され、機能・外観とも回復されたけれども、いわゆる「事故車」として下取り価格が落ちるとか、修理直後の時価評価において不利であるという理由で「格落ち」を言われることがあります。格落ちについての裁判例には定まった考え方はなく、「事故歴・修理歴のために商品価値が下落するのが一般的」として評価損を認めるもの、評価損を認めないもの相半ばしていると言えましょう。

そして、評価損（格落ち）を認める裁判例における評価額の算定方法も一貫した考え方はないようです。多くは、修理費のなんパーセント（ケースにもよるが、一般には10～30%程度か）、あるいは査定協会の査定価格を参考にする例が多いように思われます。

●代車料

被害車輛の修理期間中、代車使用の必要性が認められ、既に代車が使用された場合に、代車料（代車使用料）は物損として認められます。この場合、代車使用の必要性ないしは目的（商用、通勤、レジャー）、代車の車種、代車使用の必要期間、代車ではなく代替の交通機関（特にタクシー）の使用の可否などさまざまな問題があります。次号で述べたいと思います。